

五島市社会福祉協議会町内会福祉活動推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域の重要な地域福祉の担い手となる町内会が、地域の安心・安全を守り高めるための事業を実施することにより、住民自ら地域課題を見つけ、地域を形成して行こうとする動きを支援し、併せて共同募金運動の社会的な役割の周知及び募金への協力と理解に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、五島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(事業及び活動内容)

第3条 町内会は、地域の実情を踏まえ、独自の創意と計画に基づき、地域住民に対して福祉意識の高揚を図り、自主活動として次に掲げる事業及び活動を行う。

- (1) 社会福祉についての理解を高めるための学習会、講演会、映画上映会等の開催及び参加
- (2) 地域の要援護者（高齢者、障がい者等）や児童生徒の見守り活動等
- (3) 地域の交流事業（会食会、レクリエーション、敬老会等）
- (4) 子どもの遊び場の保全活動（防犯灯、ベンチ等）
- (5) 社会福祉施設への訪問、見学、奉仕等
- (6) 地域内の清掃作業、美化活動、文化財の保護等の奉仕活動
- (7) 老人福祉週間、児童福祉週間、障害者週間、共同募金、歳末たすけあい運動等の社会福祉関係行事への協力
- (8) その他、目的達成のために必要と認められる事業及び活動

(審査委員及び助成の決定等)

第4条 本会会長は、審査委員会に審査を依頼し助成先を決定する。

2 審査委員は共同募金会五島市支会運営委員をもって充てる。

3 本事業による助成期間は、助成実施年度の申請日から年度末までとする。ただし必要に応じて次年度以降も審査のうえ助成することができる。

(助成等)

第5条 本会会長は、町内会に対して事業に係る経費の9割を助成金として交付するものとし、1割は自主財源(当該事業への市・県からの補助金等は除く)や参加費等をもって充てることとする。

2 申請は単一事業のみとし、助成金の上限は50,000円とする。但し、申請のあった全ての町内会の申請額合計が助成金の財源を上回った場合においては減額になる場合もある。

3 助成金の交付に関しては、社会福祉事業助成金交付要綱及び別紙1の定めるところによるものとする。

4 申請者は、助成事業等が完了したとき、又は当該年度終了後20日以内に助成事業実績報告書（様式第4号）、事業報告書、収支決算書、領収書の写し、その他本会会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

5 活動に対する時給・日給等の報酬の支出は、助成対象として認めないものとする。

6 本会会長は、町内会の要請により、行事計画への支援や福祉情報、資料の提供、機材（フィルム・ビデオ等）貸出等、必要に応じて援助を行うものとする。

7 助成を受けた場合、その事業が赤い羽根共同募金の配分を受けた事業であることを実施可能な方法で周知に努める。

(補則)

第6条 この要綱に定めるものを除き、本事業の実施に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成25年4月1日から適用する。(第5条の一部改正)

平成26年4月1日から適用する。(第5条の一部改正)

平成28年4月1日から適用する。(第5条の一部改正)

平成30年4月1日から適用する。(第3条、第5条の一部改正)

令和2年4月1日から一部改正する。

(別紙1)

【 敬 老 会 】

「敬老会」を実施する場合、下記の基準により申請・報告を行う。

但し、他の助成金・補助金等の対象となっている方は助成の対象となりません。

※敬老会を運営する町内会役員・スタッフへの助成となります。

助成基準	1人あたり 1,200 円以内 (但し、上限 50,000 円)
------	-------------------------------------

「まちづくり協議会等からの助成金」や「町内会からの持ち出し金」がある場合には収入に記載し、敬老会経費総額での申請・報告をご提出下さい。

※社会福祉協議会だけの抜粋での提出はできません。

【 食 料 費 の 基 準 】

食料費については、下記の基準により申請・報告を行う。

※敬老会については、上記助成基準を優先させます。

お弁当の一部・材料費の一部	1人あたり 400 円以内
飲み物代	1人あたり 150 円以内

【 賃 借 料 の 基 準 】

項 目 (助成上限台数)	基 準 額
トラック (3台まで)	1台あたり 2,000 円以内 (燃料代含む)
草払機・刈払機 (5台まで)	1台あたり 1,500 円以内 (燃料代、消耗品代含む)
動力噴霧器 (1台まで)	1台あたり 1,000 円以内 (燃料代含む)
チェーンソー (1台まで)	1台あたり 1,500 円以内 (燃料代含む)

※上記以外は助成の対象外。

【 周 知 の 方 法 】

事業を実施する際又は実施後に、地域の方への赤い羽根共同募金の配分で事業を行った旨の周知を行ってください(資料へ記載、会議で報告、回覧板の活用等)。また、施設の整備や備品の購入などを行った場合には、こちらで指定するステッカー等を貼るなどして、周知にご協力いただきます。